



学校での「合理的配慮」 ハンドブック

一人ひとりに合った学びのサポートを

もくじ

合理的配慮って何？ 1

誰もが学びやすい学校に向けて

合理的配慮の具体例 2

自分に合った学び方を見つけるまで

こんな時どうする？ 4

合理的配慮Q&A

合理的配慮相談ガイド 6

合理的配慮相談シート

◆ その子にあった、いちばんの学びを。 9

◆ 補足資料：合理的配慮と障害者差別解消法

合理的配慮って何？

誰もが学びやすい学校に向けて

合理的配慮とは？

子どもたち一人ひとり、誰もが違った個性を持っています。得意なことも苦手なこともあるので、中には、みんなと同じ方法、同じペースでは、学ぶのが難しい場合もあります。

そんなとき、視力が悪い人がメガネをかけるように、その子にピッタリの方法が見つかれば、きっと学びやすくなるはずです。

子どもたちが学校で学びやすくなるための工夫。それが、「合理的配慮」です。

例えば学校では、こんな「合理的配慮」があります



読み書きが
困難な
お子さまに

タブレットや拡大教科書、
音声読み上げソフトの使用
など



集中が
困難な
お子さまに

テストの別室受験、担任や
加配職員の近くの座席に
座るなど



指示理解が
困難な
お子さまに

指示を一つずつ出す、
順番がわかるカードの
指示など



移動が
困難な
お子さまに

スロープやエレベーターの
設置、体育の内容調整など

※2016年4月1日に施行される「障害者差別解消法」により、学校などに合理的配慮の提供が義務づけられます（詳細は巻末p.9にて）。

合理的配慮の進め方

ご本人または
保護者さまからの

相談

ご本人側と
学校・地域との

話し合い

お互いに
合意した配慮の

実施

配慮について

見直し・改善

4つの大切なポイント

- 1 お子さまご本人や保護者さまから、配慮の相談を学校側へすること
- 2 学校の先生方と、学校でどんな配慮ができるか、お互いに無理のない方法を話し合うこと
- 3 どんな配慮を実施するか、ご家庭と学校で合意した上で実施すること
- 4 配慮を実施した後も、定期的に見直しや改善をすること

合理的配慮の具体例

自分に合った学び方を見つけるまで

指示の理解や見通しを立てることが難しいAさんの場合

  — 特徴 — 見通しや 指示理解が困難	困難さ 「指示理解」の困難 ・複数の指示を一度で 理解できない 「見通し」に対するの困難 ・予期せぬ出来事が苦手 ・予定の把握が難しい	合理的配慮 「指示理解」への配慮 ・指示は一つずつ伝える ・作業手順を図や数字で示す 「見通し」への配慮 ・予定変更の際には個別で声かけ ・一日の予定を紙で書いて机に置く
---	--	--

STEP
1

幼稚園年長児のAさん。掃除や片づけの時間になると、みんなと同じペースで動けなかったり、園や家での生活で、**普段と違う予定や順序になるとかんしゃくを起こすことがしばしばありました。**



STEP
2

お父さん・お母さんは就学相談をすることに。在籍は普通級と決定しましたが、**心配事は学校側に理解してもらい、こまめに相談をしながら様子を見ていくことになりました。**



STEP
3

入学後、しばらくは安定していたものの、やはり行事や集団行動の際にかんしゃくが見られるようになり、**2学期が始まる前に教育相談を実施しました。**



STEP
4

担任の先生との相談の上、担任の先生と加配の職員・支援員さんが、伝え方や予定変更の伝達について配慮をしてくださることになりました。その結果、**Aさんもかんしゃくを起こさずに落ち着いて行動できる頻度が増えていきました。**



読み書きが難しいBさんの場合

  — 特徴 — 読み書きの困難	困難さ	合理的配慮
	「読む」の困難 <ul style="list-style-type: none"> ・音読ができない ・テストの問題文が読めない 「書く」の困難 <ul style="list-style-type: none"> ・板書を写すことができない ・字のバランスがバラバラ ・作文が書けない 	 

STEP 1

文字の見え方に特徴があり、読み書きに困難があるBさん。板書を写すのも、漢字を覚えるのにも非常に時間がかかり、その分授業の理解も遅れてしまいます。ふりがなをふったり、家で特訓したりとがんばってきましたが、だんだんついていけなくなりました。



STEP 2

3年生の頃に「読み書き障害」の診断を受け、その時に先生から提案されたのがタブレットの活用です。文字を拡大したり、音声読み上げソフトを使うことで、教科書の文章も読みやすくなります。また、写真撮影やタイピング活用で、板書も写しやすくなって、その分授業を聞くことに集中できます。



STEP 3

学校では他のお子さまが違和感を感じないように、Bさんがタブレットを使う理由を先生から説明してくれました。練習を重ね、タブレットを使いこなせるようになったBさん。「これなら分かる！」と、授業でも活発に発言できるようになりました。



STEP 4

進級時にも担任の先生間で引き継ぎが行われ、4年生以降も教室で継続して使用できることに。いまではBさんが自分で、「これが僕にとってのノートと鉛筆だよ」とクラスメイトにも説明できるようになり、自信を持って授業に参加しています。



こんな時どうする？

合理的配慮Q&A

「誰に相談すればいいの？」

「どこまで配慮してもらえるの？」

そんな保護者さまの疑問やお悩みにお答えします。

Q 1 誰に相談すればいいの？

A 1 普段接している身近な先生にまずは相談してみましょう

学級担任の先生や、特別支援教育コーディネーターの先生、スクールカウンセラーさんなど、お子さまのことで気軽に相談できる方にまずは相談してみましょう。配慮の内容や方法が難しい場合は、学年主任や教頭・校長先生など、管理職の先生方にも相談してみると良いでしょう。

Q 2 合理的配慮を受けるためには何が必要？

A 2 客観的な判断材料があると相談を進めやすくなります

どんな場面でどんな配慮が必要か、具体的な相談が出来ると先生方も検討しやすくなります。その際、医師や療育機関担当者の診断書・意見書や、心理検査・読み書きテスト結果など、客観的にお子さまのご様子、得意・不得意が判断できる情報があると、参考になるでしょう。

Q 3 合理的配慮の内容や方法はどやって決めるの？

A 3 家庭と学校で一緒に相談しながら決めましょう

一人ひとり、場面や状況に応じて必要な配慮は異なります。お子さまにとって何が一番必要か、ご家庭と学校で一緒に相談しながら、必要な配慮について合意形成しましょう。実施する配慮が決まったら、個別の指導計画に記載するなど、書面で確認できるようにすると良いでしょう。

Q 4 どんな配慮でもお願いできるの？

A 4 学校の状況や負担も考慮しながら、実現可能な配慮を検討しましょう

大きな費用がかかったり、人手や設備が不十分であるなど、その学校にとって負担が大きい配慮は、実施が難しい場合があります。かかる費用や人手が少ない方法で、同様の困りごとを解消できる工夫がないか、学校と相談してみましょう。

Q 5 周りから不公平と言われなにか心配…

A 5 お互いに気持ちよく支え合えるように説明・相談しましょう

どんな子どもにも得意や不得意があります。目が悪い人がメガネをかけるように、苦手なこと、困りごとに対するサポートは、一人ひとりにとって必要なことです。配慮を受ければみんなと同じように学べることを説明したり、他の子どもが困っている時には逆に支えてあげるなど、違いを尊重しながらお互いに出来ることを話しあいましょう。

Q 6 子ども本人が配慮を嫌がらないか心配…

A 6 お子さま本人の気持ちを尊重しながら進めましょう

何よりも大切なのはお子さま自身の気持ちです。何に困っていて、どんな学び方が一番自分に合っているのか、一つひとつお子さまと対話することが大切です。お子さま自身が自分の得意・不得意を理解し、必要な配慮を自ら説明・相談できるようになるまで応援していきましょう。

Q 7 合理的配慮はいつまで必要なの？

A 7 お子さまの成長に合わせてそのつど調整しましょう

お子さまの成長に合わせて、そのつど必要な配慮を調整していくことが大切です。はじめは配慮を受けていたけれど、お子さまが成長して配慮が不要になることもあれば、進級・進学に応じて新たな困りごとが発生することもある。柔軟に対応していきましょう。

Q 8 配慮を受けることで子どもが甘えてしまわないか心配…

A 8 お子さまの成長・挑戦へとつながる、適度な配慮を決めましょう

合理的配慮とは、過剰な保護や気遣いをするのではなく、お子さまが自分の力を発揮しやすくするために適度なサポートを加えることです。困りごとに対処しつつも、お子さま自身の挑戦や成功体験につながるような、適切な配慮方法を先生と相談しましょう。

何より大切なのは、お子さまを中心として、学校と信頼関係を作ることです。ご家庭と学校で丁寧に相談して決めましょう。



合理的配慮相談ガイド

本ガイドを参考に、学校と相談していきましょう。
次のページの「合理的配慮相談シート」もご活用ください。

STEP

1

お子さまの様子や困りごと、必要な配慮を整理

どんな時に、どんな困りごとが起こるのか、どんな配慮をしてほしいのか、まずはご家庭で書き出してみましょ。なるべく具体的に書き出すことが大事なので、LITALICO ジュニアの指導員にもご相談ください。

STEP

2

学校で実現可能な配慮の検討・相談

学校の先生と面談し、お子さまが通う学校・学級ではどんな配慮ができそうか、一緒に書き出してみましょ。

STEP

3

合理的配慮の実施

学校と相談を重ね、最終的に実施する配慮の内容や方法が決まったら、できることから始めてみましょ。また定期的に必要があれば改善をしましょ。

※個別の指導計画がある方は、そちらにも配慮の内容を記載してもらいましょ。

合理的配慮相談シート

◆ お子さまの様子や困りごと、必要な配慮を整理

ふりがな

お名前:

性別: 男 / 女

年齢:

学年:

在籍学級:

診断の有無: 有り / 無し

診断名 (あれば):

◆ 実施する合理的配慮の内容や方法

合意した配慮の内容	
どんな困りごとに対して	どんな配慮を
1	
2	
3	
4	
5	

※発達検査や心理検査の結果、医師・療法師など専門家の意見書があれば、参考資料としてあわせて学校に提出してみましょう。

学校の相談担当の
先生のお名前:

保護者さまの
お名前:

ご連絡先:

合意日: 年 月 日

配慮の振り返り・見直しの時期: ヶ月後 / または必要に応じて実施

配慮の事例

読みに困難さがある場合

- ・テストの際に読み上げ
- ・音声読み上げソフトの活用や、先生による読みのサポート
- ・プリントの文字を拡大印刷
- ・家に持ち帰って保護者が代読し、後日提出を許可

書きに困難さがある場合

- ・ノートの代わりにタブレットでの文字打ち
- ・手で内容を確認できるように、黒板の板書をタブレットで写真に撮る
- ・板書の内容を事前にプリントにして配る
- ・穴あきプリントを活用
- ・ノートに書く量が少量になるよう工夫する
(例: 算数宿題→算、しゅくだい など)

指示の理解に困難さがある場合

- ・短く具体的に一つずつ伝える
- ・写真や絵などで視覚的な支援をする
- ・休み時間などを利用して、次の授業であることを個別に伝えておく
- ・移動教室などの場合は必要なものをあらかじめ、ロッカーに用意しておくよう促してもらう

見通しが立たないと行動することが難しい場合

- ・1日の時間割や、授業の詳細なスケジュールを事前に具体的に伝える
- ・活動の手順を提示する (例: 朝のお支度の手順など)
- ・事前に、トラブルになったときの対処方法を家庭、担任、本人で確認しておく

整理整頓が難しい場合

- ・ロッカーや机の中を写真に撮って「この状態にしようね」と伝える
- ・机の中のゴミを整頓する時間を、クラス全体で週に1回作る
- ・確実に保護者に渡したい書類は郵送する

集中することが困難な場合

- ・役割を与えるなど、能動的に参加できる授業をする
- ・いつまで集中すべきかを「〇時まで、〇〇が終わるまで」など明確に伝える
- ・集中できない時、落ち着かない時は落ち着けるような手立てを一緒に考えておく (例: 水を飲むなど)
- ・何をするか分からなくなったときに、個別の課題に取り組むことを許可する

怒りのコントロールが困難な場合

- ・毎日気持ちの確認をしイライラしているときは落ち着いてから授業を受けられるようにする
- ・クールダウンのスペースを確保する
- ・イライラした時の対応方法を共に確認する
(例: イライラした時にぎゅーっと握るお守りを机の横に用意しておく、イライラメーターをクラスに表示してもらい、爆発する前に先生に伝えるようにするなど)

その子に合った、いちばんの学びを。

このハンドブックは、株式会社LITALICOの運営するLITALICOジュニアが発行しています。

LITALICOジュニアでは幼児から高校生までもを対象に生きる土台となる力の獲得を目指し、生活スキルやソーシャルスキル、基礎学習について、一人ひとりにあった方法で楽しく学べる教育を提供しています。心理や教育のスペシャリストが、お子さまの得意・不得意や特性を把握し、勉強が苦手、お友だちとの関わりが苦手などの悩みに対して、その子に合ったサポートをしています。

また、お子さま、親御さまのパートナーとして、ご家庭、学校、地域とともに、お子さまの「生きやすさ」を支える輪を広げる活動も行っております。



このハンドブックが、「合理的配慮」への理解を深め、お子さま一人ひとりが自分らしく学べるようになるための方法を見つけていく一助となれば幸いです。

補足資料：合理的配慮と障害者差別解消法

合理的配慮とは、障害のある人が、他の人と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいいます。（障害者の権利に関する条約 第2条より）

2016年4月1日より施行される「障害者差別解消法」（正式名称：障害理由とする差別の解消を推進に関する法律）により、行政機関や学校、企業などの事業者には、① 障害を理由とする不当な差別的取り扱い禁止と、② 合理的配慮の提供義務が課されます。

※国の行政機関・地方公共団体、公立学校等：①②ともに法的義務
私立学校を含む民間事業者：①法的義務、②については努力義務



株式会社 LITALICO

〒153-0051 東京都目黒区上目黒 2-1-1 中目黒 GT タワー 15F
TEL 03-5704-7355 FAX 03-5704-7356